

令和４年３月２２日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和3年度北塩原村農業委員会総会（令和4年3月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和4年3月22日（火）午後1時30分～2時45分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議 席	氏 名	出 欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	遠 藤 俊 一	出
農業委員	1	小 椋 隆 子	出
〃	2	中 川 博 之	出
〃	3	岩 田 多 吉	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	欠
農地利用最適化推進委員	—	奥 川 維 之	出
〃	—	佐 藤 誠 一	出
〃	—	五十嵐 好 則	欠
〃	—	安 部 嘉 久	欠
〃	—	柏 谷 孝 雄	欠
〃	—	小 椋 功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名中3名出席。

4. 欠席委員

5 番、蓮沼喜久雄委員

推進委員、五十嵐好則委員

推進委員、安部 嘉久委員

推進委員、柏谷 孝雄委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・農地法第18条の規定による合意解約について

第5 協議事項

- ・令和4年度 北塩原村農作業料金協定表（案）について

第6 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～10番 賃借権設定

第7 その他

- ・令和4年度 北塩原村農業委員会定例総会年間日程について

- ・令和4年度 農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 佐 藤 博

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和3年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。5番、蓮沼喜久雄より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、また、今月は、農地利用最適化推進委員6名中3名

にも出席いただいております。なお、推進委員の五十嵐好則委員、安部嘉久委員、柏谷孝雄委員からは欠席する旨の届出がありました。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、4番、二瓶睦夫委員、1番、小椋隆子委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、2月21日、北塩原村農作業賃金協定会議をこちらの集会室1・2で開催しまして、農作業賃金協定会議員、事務局長、事務局が出席しております。2番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会3月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、4月20日、北塩原村農業委員会総会4月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは、報告事項に入ります。農地法第18条の規定による合意解約について、今月は

2件ございます。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから6ページをご覧ください。報告事項、農地法第18条の規定による合意解約について説明いたします。こちらの2件については、平成22年2月19日に開催された農業委員会総会において、農地法第3条の規定に基づく賃借権について許可された件でございます。貸し手の方ですが、3～4ページの方が下吉字〇〇〇の〇〇〇〇さん。5～6ページの方が下吉字〇〇の〇〇〇〇さんで、借り手の方は、どちらも下吉字〇〇の〇〇〇〇〇さんでございます。今回は、賃借権の合意による全部解約となります。解約に至った理由としましては、〇〇さんの農作業用機械が故障してしまったため、貸し手・借り手双方で話し合いが行われまして、合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、今後は〇〇〇さんが借り受けて耕作をすることとなったので、本日の案件として提出させていただいております。以上、農地法第18条の規定による合意解約について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、農地法第18条の規定による合意解約について終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和4年度北塩原村農作業料金協定表（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。協議事項、令和4年度北塩原村農作業料金協定表(案)について説明いたします。こちらについては、先月の21日に開催しました北塩原村農作業賃金協定会議において協議し、協定会議の意見として決定された来年度の農作業標準賃金等について、協議及び検討を行うものでございます。次の8ページ、A3版の農作業料金協定表（案）をご覧ください。まずは、農作業標準賃金についてでございますが、令和3年度からの変更点としましては、一番上の一般作業の部分となります。令和3年度は6,400円でしたが、令和4年度は6,700円としております。その理由としましては、真ん中下辺りの注釈の②の（ ）書きの部分をご覧ください。昨年の10月1日より、福島県の最低賃金が828円になり、8時間で換算しますと6,624円となりますので、それに合わせまして、一般作業の料金を6,700円といたしました。それ以外は、令和3年度から据え置きとなっておりますので、変更点はございません。続いて、下の北塩原村賃借料情報についてでござい

ますが、こちらは令和3年度から変更となっております。変更となったのは、北山と関屋・樟地区の田んぼの金額で、北山地区が16,000円から15,000円に、関屋・樟地区が12,000円から11,000円となりました。大塩地区の田と全体の畑については、変更はございません。なおこの情報は、今後の貸し借りに係る賃借料のあくまで目安として提供するものであり、実際に農地の貸し借りが行われる場合には、米価の推移や生産費、農地の形状などを考慮し、当事者間でよく話し合っただけで決めていただくととなります。以上で、令和4年度北塩原村農作業料金協定表(案)について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の(案)については、消していただきたいと思います。以上で、令和4年度北塩原村農作業料金協定表について終了するとともに、協定表を全戸配布することとします。今度の金曜日かな。

○事務局

そうですね。

○議長

今度の金曜日に全戸配布いたします。

○議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は10件ございます。議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の9ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、〇〇〇さん、

〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇20番、地目は田、面積は1,180㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。賃借料の額は年額で18,880円。1反当たりになおすと16,000円となりますが、賃借料については、その都度双方で話し合っ決めていただくこととでございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては10ページと11ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。先週の16日なんですが、〇〇〇〇さん並びに借受人の〇〇〇さんに申請内容の確認を行いました。〇〇〇〇さんの家の乾燥機が壊れたということでした。〇〇さんの他の農地は〇〇〇〇さんに貸してまして、この1枚、3筆が1枚になってるんですけど、この1枚だけ〇〇さんのところで作っていたんですが、乾燥機が壊れたからもう作れないということで、今後は〇さんの方で作ることになったそうです。内容等に問題はありませんので、許可相当と思います。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

〇君は農業やってるの。

○2番、中川博之委員

やっています。お父さんがメインでやってる。

○3番、岩田多吉委員

了解です。

○議長

その他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の12ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについても、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇21番、地目は田、面積は991㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。賃借料の額は年額で15,856円。1反当たりになおすと16,000円となりますが、こちらも同じく、賃借料については、その都度双方で話し合っ決めていただくこととさせていただきます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては13ページと14ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。これも先ほどの報告事項と1番の案件と同じで、1枚の田んぼの中にある農地で、これまでは〇〇君が〇〇さんから借りていたものを、今後は〇さんが借りてやることになったわけですので、こちらも許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の15ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、下吉字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、下吉字〇〇〇7番1、地目は田、面積2,310㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの9年間。賃借料の額は年額で34,650円。1反当たりになおしますと15,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、中川博之委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、16ページと17ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、2番、中川博之委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○2番、中川博之委員

はい。先週の16日、〇〇〇〇さんのご家族と〇〇〇〇さんに確認をしました。再設定ということもあり、問題ないと判断し許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これ1枚だけって、〇〇さんいっぱいあるべ。

○事務局

設定期間が違いますが、〇〇さんが借りています。

○議長

他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の18ページをご覧ください。議案第1号、4件目の利用権設定について説明いたします。番号4番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇〇の土地が4筆、地目は4筆とも田で、面積の合計は10,234㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和8年12月31日までの4年と9ヶ月間。賃借料の額は年額で153,510円。1反当たりになおしますと15,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、

星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、19ページと20ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号、番号4番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

〇〇〇〇さんは田んぼが4枚あるんですけど、1枚だけ飛び出している部分に関しては従来より自宅で〇〇屋をやっていたのでソバを作ったりしていたんですが、〇〇屋の方も辞めたようで一昨年辺りから田んぼに戻しまして米を作ってきましたが、これまでの作業受託という形で〇〇さんをお願いしてきたものを今後は全て〇〇さんをお願いすることになったということで、許可相当というふうに判断しました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号5番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の21ページをご覧ください。議案第1号、5件目の利用権設定について説明いたします。番号5番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の土地が8筆、

北山字〇〇の土地が1筆の計9筆、地目は9筆とも田で、面積の合計は12,640㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの9年間。賃借料の額は年額で189,600円。1反当たりになおしますと15,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、22ページから24ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号5番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。報告いたします。3月の16日、〇〇さん宅にお伺いして確認してきました。〇〇さんはお会いできなかったのが電話で確認しました。今回は再設定ということですので、問題はないと判断し許可相当としました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号5番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号6番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の25ページをご覧ください。議案第1号、6件目の利用権設定について説明い

たします。番号6番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇99番、地目は田、面積2,967㎡、同じく〇〇122番、地目は田、面積2,904㎡の2筆、面積の合計は5,871㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間。賃借料の額は年額で88,065円。1反当たりになおしますと15,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、26ページと27ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号6番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。この件につきましての16日に自宅を訪問して確認してきましたが、〇〇さんは現在入院中でお会いすることができなかったんですが、〇〇さんからこの件については大丈夫ですよと伺ってまいりましたので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号6番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号6番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号7番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の28ページをご覧ください。議案第1号、7件目の利用権設定について説明いたします。番号7番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇13番、地目は田、面積1,467㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で22,005円。1反当たりになおしますと15,000円でございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、岩田多吉委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、29ページと30ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号7番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番、岩田多吉委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○3番、岩田多吉委員

はい。この件につきましては3月の16日に〇〇さんのご自宅に訪問して確認してきましたんですが、〇〇〇さんには電話で確認しました。再設定ですので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号7番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号7番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて番号8番～9番については、岩田多吉委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。岩田多吉委員は退席してください。

○委員

(岩田多吉委員 退席)

○議長

それでは、番号8番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の31ページをご覧ください。議案第1号、8件目の利用権設定について説明いたします。番号8番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、関屋字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇の土地が5筆、地目は5筆とも田で、面積の合計は7,054㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和14年12月31日までの10年と9ヶ月間。賃借料の額は年額で64,570円。1反当たりになおしますと11,000円。こちらは水張り面積で算出しているとのことでございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、32ページから34ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号8番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

はい。3月の15日ですか、〇〇さんのとことにお伺いして内容を確認してまいりました。

〇〇さんは〇〇歳になりまして、機械もそんなにお持ちでないようですので、〇〇さんをお願いすることになったそうです。そういう状況ですので、許可相当と判断しました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号8番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号8番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号9番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の35ページをご覧ください。議案第1号、9件目の利用権設定について説明いたします。番号9番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、同じく〇〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、関屋字〇の土地が3筆、地目は3筆とも田で、面積の合計は4,966㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和14年12月31日までの10年と9ヶ月間。賃借料の額は年額で43,692円。1反当たりになおしますと11,000円。こちらは水張り面積で算出しているとのことでございます。なお、賃借料については、その年の村賃借料情報の平均値とするとの一筆も付け加えられております。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、36ページから37ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で

議案第1号、番号9番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

はい。この〇〇〇さんが喜多方市となっていますが、実際は〇〇の集落から川を挟んで隣りです。先月、〇〇にある分については〇〇〇〇さんに貸して許可が出ています。今回の〇の部分については先月、多吉委員が説明したとおり、あまり身体も丈夫ではないということで〇〇〇〇にお願いすることになったそうです。以上のことから許可相当と判断しました。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号9番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号9番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、岩田多吉委員の入室を許可します。

○委員

(岩田多吉委員 入室)

○議長

続いて、番号10番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の38ページをご覧ください。議案第1号、10件目の利用権設定について説明いたします。番号10番、こちらについては、新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、大塩字〇〇〇の土地が2筆、大塩字〇〇〇の土地が2筆の計4筆、地目は4筆とも田で、面積の合計は8,000㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間。賃借料

の額は年額で32,004円。1反当たりになおしますと約4,000円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、39ページから41ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますが、箇所図に記載のある農地の所有者は既に皆さん亡くなっております。現在のところ相続登記の手続きをされていないので、事務局の方で調査を行いまして、法定相続人の方から五十嵐優さんが申請人となり賃借権設定を行うことについて、同意をいただいておりますので申し添えます。地元農業委員の意見としまして、遠藤俊一委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和4年3月22日提出、北塩原村農業委員長星源嗣。以上で議案第1号、番号10番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、6番、遠藤俊一委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○6番、遠藤俊一委員

はい。17日に電話で確認しました。今回は新規ということでしたので内容を詳しく確認してみたら、前は〇〇君が借りていたけど農業委員会を通してなかったのかな。今回はちゃんと農業委員会を通して〇〇君が借りるということでしたので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号10番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号10番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それでは、その他に移らせていただきます。事務局より2点、来年度の農業委員会定例総会年間日程と農業委員会及び農林課の当初予算主要事業の概要についての説明と、その他事務連絡がございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(令和4年度 北塩原村農業委員会定例総会年間日程について)

事務局よりまとめ5点程、説明とご連絡をいたします。まず、1点目でございますが、提出議案の42ページをご覧ください。令和4年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について説明いたします。令和4年度も通常、毎月20日に開催予定となっておりますが、20日が休日又は祝日の場合は前後いたします。時間は原則、午後1時30分から開会いたします。なお、臨時的に開催しなければならない場合や会場の変更、時間の変更などを要した場合には、日程等を変更して開催することもございますので、ご了承ください。また、※印の3つ目に記載しておりますとおり、30aを超える農地転用案件は、県へ送付する前に、農業会議へ意見聴取をしなければならないこととなっております、その関係書類の受付締め切り日が、毎月19日となっておりますので、30aを超える転用案件がある月は20日ではなく、15日～17日に総会を開催することとなりますのでよろしくお願いいたします。

(令和4年度 農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について)

続いて2点目、提出議案の43ページをご覧ください。令和4年度の農林課・農業委員会の当初予算主要事業計画概要をお知らせいたします。主要事業として、全部で6項目ございます。皆さんに最も関係がある項目は、1番、農業委員会事業となります。事業の概要としましては、農業委員・農地利用最適化推進委員の活動費、農業者年金業務の受託経費、また、こちらには記載ありませんが、遊休農地の再生利用対策など「農地利用の最適化の推進」に向けた取組みを実施いたします。続いて、2番、日本型直接支払制度管理事業としましては、昨年度より、日本型直接支払制度の中の「中山間地域等直接支払交付金事業」と「多面的機能支払交付金事業」を広域化し、村で1つの組織としたことで、集落の負担軽減を図ったところでございます。令和4年度も制度を有効活用しまして、農業・農村の多面的機能の維持・向上を促進いたします。3番、森林環境交付金事業としましては、大塩地区の緩衝帯の整備を実施いたします。4番、国土調査事業でございますが、令和4年度は大塩第7地区の字大道上の地積調査を実施する予定となっております。5番、有害鳥獣対策事業としましては、鳥獣対策専門員の配置や、鳥獣被害対策実施隊員の活動経費、また来年度も電気柵等設置費用の助成や新規狩猟免許の補助等を継続して実施いたします。6番、山のみち地域づくり交付金事業としましては、山のみち「北塩原・磐梯線」を整備するための経費でございます。以上の6項目を中心事業としまして、農業振興・発展のため、展開していきます。

(会津若松地方農業委員会連合会研修会資料等の配布について)

(農業委員・農地利用最適化推進委員年報酬について)

(農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録簿の提出について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)